

中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会
法制検討ワーキンググループ
第1回議事録

中小企業庁事業環境部企画課

中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会
第1回法制検討ワーキンググループ
議事次第

日時：平成24年9月5日（水）9:59～11:53

場所：経済産業省本館17階東8 第1共用会議室

1. 未来会議取りまとめを踏まえた法制検討課題について
2. 中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけについて

○蓮井企画課長 それでは、定刻に若干早いのでございますけれども、皆様おそろいでございますので、ただいまから「中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会第1回法制検討ワーキンググループ」を開催いたします。

本日は御多忙のところ、御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。司会進行、事務局を務めさせていただきます中小企業庁事業環境部企画課の蓮井でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、開会に当たりまして、中小企業庁より加藤事業環境部長から御挨拶を申し上げます。

○加藤事業環境部長 おはようございます。中小企業庁の加藤でございます。

本日は大変御多用の中、御参集いただきまして、本当にありがとうございます。

この法制ワーキングでございますけれども、“ちいさな企業”未来部会の法律事項を検討するワーキングということで、今回から数回にわたって御議論をいただくことになっております。

皆さん御案内のように、未来会議というのを全国30か所以上で開催をいたしておりました。4,000名以上の方々に御参加をいただきまして、非常に多数の御意見をいただきました。

振り返ってまいりますと、中小企業庁ができましたのは昭和23年でありますので、還暦を迎える中小企業政策になります。その間、昭和38年に中小企業基本法を制定いたしまして、昭和48年、平成11年と改正をして、久方ぶりの法律の抜本的な見直しを進めたいと考えてございます。

翻ってまいりますと、この基本法の改正をする中で、中小企業の定義というものを上方修正をしてきたプロセスがあります。他方で経済政策、産業政策としての中小企業政策のスコップを考えます場合には、中小企業の範囲の下限というものをどう考えるのだという議論もあったかと思えます。また、個別の中小企業に対します指導診断体制をどういうふうにしていくのかということでのさまざまな御意見もございました。また、3次にわたるベンチャーブームがございまして、89年には開廃業率の逆転などというものがございまして、そういうものを受けながら、創業でありますとか、起業でありますとか、あるいは経営力そのものといったものを軸にした中小企業政策というものを考えるべきかと、そういう御議論も多々行われて今日に至っております。

御案内のように、私どもをめぐる環境は、新興国というものが本当に興隆してきてございます。これは国としての経済力だけではなくて、それぞれの国に立地しておられます中小企業を含めた産業力、技術力というものが興隆をしてきて、日本国全体も中小企業を含めた本格的なグローバルイゼーションの時代になってきている。

そんな中で、特に地域におきましては、大企業の雇用吸収力というものに一定の制約が生じているのではないかと。そういう中で、さまざまな内外の諸環境の変化を受けた中小企業政策というものを法律的な視点からもう一回見直し、基本法に立ち入って、その再整理をした上で、所要の対策を講じていきたい。非常にチャレンジングな課題に今、取り組も

うということで、先生方の御指導、御支援をいただきながら、努力を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○蓮井企画課長 それでは、ここで、今回、第1回目でございますので、御参集いただきました「法制検討ワーキンググループ」の委員の皆様方を私から御紹介したいと思います。

50音順で恐縮でございますけれども、最初に、光和総合法律事務所の弁護士でいらっしゃる池内委員でございます。

○池内委員 よろしくお願いいたします。

○蓮井企画課長 次に、横浜信用金庫の理事兼融資部長でいらっしゃる井坂委員でございます。

○井坂委員 井坂でございます。よろしくお願いいたします。

○蓮井企画課長 株式会社日本総合研究所公共コンサルティング部部長でいらっしゃる柿崎委員でございます。

○柿崎委員 柿崎と申します。よろしくお願ひします。

○蓮井企画課長 日比谷総合法律事務所の弁護士でいらっしゃる多田委員でございます。

○多田委員 多田と申します。よろしくお願ひします。

○蓮井企画課長 株式会社商工組合中央金庫組織金融部担当部長でいらっしゃる中村委員でございます。

○中村委員 中村でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○蓮井企画課長 東京理科大学専門職大学院教授の松島委員でございます。

○松島委員 松島でございます。よろしくお願ひいたします。

○蓮井企画課長 あと、一橋大学大学院の村上教授が委員でございますが、本日は御欠席でございます。

それでは、先日の第2回未来部会の場において、川田部会長より、本ワーキンググループの委員長として松島委員が指名されましたので、松島委員長より、ここで御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○松島委員長 御紹介いただきました松島でございます。本検討グループの委員長を務めさせていただきますと思ひます。

御承知のように、中小企業政策というのは、中小企業基本法を軸に展開をしてきております。基本法を読みますと、中小企業政策の体系が位置づけられているという、中小企業政策の骨格を示している法律だと思ひます。今回、基本法の改正を含めて検討するという事は、大変大きな事業だと思ひますけれども、ぜひ皆様の御協力をいただきながら、この大事業に取り組んでいきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

○蓮井企画課長 どうもありがとうございました。

それでは、これから会議に入りますが、その前に、まず資料の確認をしたいと思ひます。

資料1の議事次第に書いてございますように、資料1～8までがお手元にあるかと存じます。もし乱丁落丁等ございましたら、お知らせいただければと思ひます。

併せまして、各委員には恐縮ですが、今回の法改正の検討対象になっているような法律の束ですとか、先ほど来話が出ておりますが、未来会議の取りまとめ報告書を併せて配付をさせていただいております。

それでは、事務局より一言、「会議の公開について」という資料3につきまして簡単に御報告したいと思います。当ワーキンググループの公開についてのルールでございますけれども、中小企業政策審議会に運営規程というものがございまして、この法制ワーキンググループは原則として公開をするということでございまして、同様に配付資料も原則として公開をするということでございます。議事概要、議事録等は、スケジュールに書いてあるような形で公開をさせていただく。なお、個別の事情等において、会議または議事を非公開とするかどうかにつきましてはの判断は、委員長に御一任をさせていただきたいと思いますが、これにつきましてはの御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。では、会議の公開については、このようなルールを進めさせていただきたいと思います。

それでは、これ以降の進行につきましては、松島委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○松島委員長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。議事次第にございますように、「未来会議取りまとめを踏まえた法制検討課題について」及び「中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけについて」、事務局から説明を受けた上で、委員の皆様方から御意見を賜りたいと思います。

多くの委員の皆様から、具体的に、幅広く御意見をいただくために、テーマを大きく2つに分けて議論を進めてまいりたいと思います。まず、資料4、5をもとにいたしまして、未来会議取りまとめを踏まえた法制検討課題について全体像を確認したいと思います。それに続きまして、資料6、7、8をもとにいたしまして、中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけについて議論をしてまいりたいと思います。

まず最初に、未来会議取りまとめを踏まえた法制検討課題について、事務局より説明をお願いいたします。

○蓮井企画課長 それでは、資料4及び5に基づきまして、未来会議の取りまとめ等につきまして、それから、その対応策等の中で、特に法制的なものはどういうものがあるのかについての全体的な概略を御説明したいと思います。

まず、資料4の“ちいさな企業”未来会議の取りまとめの概要につきまして、ポイントを御説明したいと思います。

先ほどの部長の挨拶にもございましたけれども、青年層、女性層等を含めた中小・小規模企業の経営者を中心に、現場の「生の声」をよく伺うということで、「“日本の未来”応援会議～小さな企業が日本を変える～」、略称が「“ちいさな企業”未来会議」でございますが、それを設置いたしました。

枝野大臣、岡村日商会頭を共同議長といたしまして、コアメンバーが146名、サポーター

が1,000名弱ということで構成をされた会議でございます。

これまで、地方会議等も含めまして31回の会議を行い、4,000名を超える参加者の方、御意見も1,600名を超える方からいただいたということでございます。その取りまとめの中で主にまとめられた内容が、以下に入っております。

1枚めくっていただきますと、中小・小規模企業をめぐる厳しい現状についての一定の取りまとめ、意見の一致を見たわけでございます。企業数が大幅に減少している、とりわけ小規模企業の数は、過去10年で57万社も減少しているという厳しい状況にあるということが1つ。

2つ目といたしまして、右にございますが、雇用者数もそれに伴いまして、過去10年で188万人も減少しているということで、厳しい状況にあるということでございます。

それを裏打ちする形で、倒産件数も、従業員4人以下の企業が3分の2、20人未満の企業が93%ということで、倒産企業の大半を小規模企業が占めている状況にあるということでもあります。

売上高・収益性も小規模企業は特に低いというような中にありまして、1枚めくっていただきますと、さはさりながら、小規模企業におきましても、重要性、潜在力、多様性があるというようなところについての意見が強かったということでございます。

まず1つ目、潜在力でございますが、①にありますように、小規模企業の上位の2割の利益率は、中規模企業の上位2割の利益率よりもむしろ高いというデータが出てきているということでございまして、さらに2ポツにありますように、多様性ということでございます。さまざまな業種、これは津々浦々でやっているわけでございますので、300以上の業種に、非常に多くに及んでいるという多様性があるということと、その中で経営課題も、下にございますように、従前の経営課題に加えまして、担い手としての若者や青年層、女性層、さらに地域での位置づけ等が加わってきている。非常に多様化してきているということでございます。

その多様化の中での経営課題等の対応についての具体的な話がそれ以降に入っております。3枚目は、特に大きな意見がございました経営支援する体制についてでございますけれども、先ほどのように、複雑化・高度化・専門化するような経営課題や相談ニーズにきめ細かく対応できる経営支援体制の再構築が求められている。その抜本強化が求められているということでございまして、その中で、特に「知識サポート」ということを抜本強化すべきプラットフォームをつくろうではないかというような御指摘が強かったということ。さらには、商工会や商工会議所、中小企業団体中央会等、既存機関の経営支援機能の再生を強化していかなければいけないということ。併せまして、中小企業診断士の専門性の強化、ITクラウドを活用した経営支援、商工会、商工会議所を経由した形での小規模企業支援法がございまして、こういったものの見直し等の指摘があったところでありまして、左の下にございますように、経営支援機関の評価や能力の“見える化”についても御指摘があったところでございます。

続きまして、5ページ目の人材でございますけれども、言うまでもなく、中小・小規模企業にとって最も重要な経営資源の1つは人材でございます。この人材をいかに確保するかというのは重要な課題でございますが、地域一体となって中小・小規模企業のすぐれた人材の確保定着を図るということで、特にインターンシップ事業の充実を図っていく。併せて、魅力ある小さな企業をネット等で紹介をしていく。いわばミシュラン的なことについての御指摘があったところでございます。さらには、学校教育の早いうちから中小・小規模企業の魅力というのを広く御紹介していくと、そういうキャリア教育の充実が指摘されたところでございます。

めくっていただきまして、販路開拓・取引関係でございます。特に最近、今回、法律もできましたけれども、海外展開のさらなる推進が重要な課題となっております。中小・小規模企業の海外展開は最終的には国内雇用の拡大にもつながっていくというのは右上のグラフにもあるところでございまして、そのため、地域の企業、同業種、異業種の企業が一体的、一丸となって海外展開しようとする挑戦に対して助成をする、あるいはオールジャパンで応援していくことが重要だという指摘がされたところでございます。

併せまして、取引関係でございますが、いわゆる大企業と下請企業との関係等でございます。取引の適正化という意味で、引き続き課題が多いということでございまして、その中で、特に中小や小規模企業、下請企業が御相談をされやすいような環境を充実させる。併せまして、今、調査をしておりますけれども、後ほど申し上げますが、その調査の上で、取り締まり対象などの制度見直しを検討すべきではないかということ。併せて、下請からむしろ自立化を図るような、企業グループを活用した企画提案力の向上等を支援するスキームができないかということが指摘されているところでございます。

めくっていただきまして、技術面についてですが、まさに中小企業の技術力のさらなる向上、それが国際競争に打ち勝つために重要だということでございまして、特に技術開発の補助金等につきまして、小規模企業が活用しやすい助成制度の創設。さらに、この技術や技能をいかに次の世代等に承継していくのかということの中で、関係省庁が連携をした総合的な支援、その中で、非常にレベルの高い技能をお持ちの方から、研修ですとか、次世代に伝える指導等を行うようなマイスター制度を構築できないかといった取り組み、併せて事業承継をいかに会社ぐるみで円滑に進めていくのかといったことの指摘があったところでございます。

なお、1枚めくっていただいた資金調達につきましては、依然として厳しい資金調達状況にある中、先ほどのような多様な小規模企業でございますので、その資金ニーズも一様ではなく、多様であるということに対しまして、右下にあるように、一律な小規模企業向けの金融施策を見直していくべきではないかということで、新たな出資のスキーム、現行のマル経制度の見直し、あるいは小規模企業の設備導入資金制度についての廃止等を含めた見直し、さらに、公庫の低利融資制度運用や業務遂行方法等の見直しですとか、保証や単手段のあり方等の見直しが指摘されたところでございます。

続きまして、9枚目でございますが、特に担い手等の話になりますけれども、若手や女性層による起業・創業の抜本的推進についての支援、そういう指摘がございました。日本の場合、開廃業率が非常に低い水準、逆転するような状況にある中で、女性起業家の存在が特に高まっているのではないかと御指摘があり、その創業・起業には3つのタイプ、グローバル成長型、地域需要創出型、後継者による第二創業というようなパターンがあるのではないかとということで、こういったパターンそれぞれに応じた支援策をきめ細かく講じていくべきであるというような御指摘がされたところでございます。

さらに、10ページ目でございますけれども、経営参画の促進、加えまして、女性の就業状況で、まさにM字カーブと言われておりますような、出産後、なかなか職場に戻りにくいところをどういうふうに克服していくのかという中で、女性の方による起業・創業の促進、さらには、働きやすい環境を整備するということで、女性向けの職場実習事業等の創設が指摘されているところでございます。

最後に、「地域」の中の中小・小規模企業（商店街等）ということでございまして、地域コミュニティの拠点として商店街の位置づけは引き続き大きいわけですが、空き店舗等の増加に歯どめがかかっていないという厳しい中で、個店支援、意欲ある店主の方ですとか、開業希望者、後継者等をいかに支援していくのかといったところについての御指摘があったわけでございます。

なお、最終ページでございますけれども、その中で行政や関係機関等は、「生の声」をよく聞き、きめ細かな情報提供を行い、さらに申請手続等、必要な支援策の運用も簡素化する等の見直しを行う。さらには関係省庁の緊密な連携を図りながら、国と地方の役割分担もしっかりと見据えた上で施策を前向きに進めていかなければいけないというような御指摘があったということでございます。

雑駁で恐縮ですが、資料4の説明は以上でございますが、その上で、資料5について簡単に御説明したいと思います。今、申し上げた未来会議の取りまとめの関連事項をどういうふうに対応策として打っていくのかということでございます。これは、前回の第2回の未来部会の資料でも同じものを使わせていただきました。

まず、中小企業基本法は、後ほど出てまいりますので説明は省略いたしますけれども、小規模企業の位置づけの精緻化・強化はどのように図っていくのかということが1つ。

経営支援体制の中で、「知識サポート」は先ほど申し上げましたが、これをどういうふうな形で法的に位置づけていくのかということ。

それから、めくっていただきまして、販路開拓・取引関係の中で、下請企業等の振興への対応という中で、下請中小企業が自立化するのをどのように支援していくのかといったようなこと。ほかにも、金融関係のスキームですとか、小規模企業への支援、あるいは融資のあり方等についての検討が求められているということでございます。

3枚目以降が、その中で法改正を特に検討すべきというふうな指摘について、どのように進めていくのかということについてでございますが、こちらを簡単に御説明します。

基本法につきましては、後ほど申し上げますので、ごく簡単に申し上げますけれども、現行基本法は、「中小企業の多様で活力ある成長発展」という政策理念のもと、政策を位置づけているわけでございます。その中で、小規模企業について、経営資源の確保の容易さ等において中小企業との間に依然大きな格差があるのではないかとということで、施策全般で配慮すべきだという位置づけがされているわけでございます。

その後の内外情勢の変化を踏まえた成長の源となるとともに、地域での需要創発に貢献する小規模企業に対する時代的要請に基づく規定の追加等が検討できないかということで、検討の内容例は下に書いてあるとおりでございます。その際の論点は、グローバル化や人口減少社会の影響への評価、女性、若手等の活躍、技能承継等の実態、過去の定義見直しの際の検討手法なども踏まえた現状の検証、さらに、こういった見直しを行った際の他の中小企業関係施策に及ぼす影響等の検証が要るのではないかとということでございます。

めくっていただきまして、「知識サポート・経営改革プラットフォーム」についてでございます。現行、中小企業支援法という、中小企業の方の経営資源の確保を支援する法律がございますが、その中で位置づけていけないかというような検討をすべきではないかということでございます。その論点といたしまして、法的な根拠、さらに、情報提供、あるいは情報を逆に中小企業からもらうといった場合における一定の秘密保持の必要性等についての検証が要るのではないかとということと、併せまして、「知識サポート・経営改革プラットフォーム」みたいなものを活用して、取り組んでいこうとする小規模企業に対する直接的な支援のあり方などを検討できないかということでございます。

5 ページ目でございますけれども、下請の絡みでございます。下請代金支払遅延等防止法という、下請代金等のルールを定めた法律ですが、その取引対象範囲の拡大等の検証でございます。先ほどもちょっと御説明しましたが、現在、アンケートを行っておるところでございます。調査対象が大企業5,000社、中小企業2万社でございます。それを受けて、現在の対象は基本的に委託の取引を対象としているわけでございますが、汎用品などの取引につきましても規制対象とするかどうかを含めて、その必要性、適切性を検討していくということでございます。

2枚めくっていただきまして、下請振興でございますけれども、従来は、親企業と下請の組合が一緒になって共同事業を行う際の支援でございますけれども、今の厳しい状況等を考えて、下請の方々が自立していくところをどのように支援するのかといったスキームの検討ができないかということでございます。その際のリーダーシップを發揮できる企業の存在ですとか、ノウハウの共有を行う活動、ビジネスに直結する活動など、どのように組み合わせていくのかといったような、支援のあり方、対応についての検討を進める必要があるのではないかとということでございます。

8 ページ目でございますが、小規模企業者等設備導入資金制度の廃止でございます。この検討につきましては、現行、設備資金につきまして、小規模企業者に対して、必要資金

の2分の1を貸し付ける、あるいは設備のリースを行うという制度がございます。そのうち、必要な資金の2分の1のさらに2分の1を国から無利子で貸し付けをし、残りは都道府県の一般会計から出しているというスキームでございますけれども、実績がかなり低迷しております。このあたりの原因ですとか、制度存続等についてのメリット、デメリットの詳細な検討を行った上で、代替のあり方も含めて検討していくということかと考えております。

最後が10ページ目でございますけれども、中小企業信用保険法における資金調達の多様化を検討ということでございます。特に「電子記録債権」の法律ができ上がりまして、今般、全国の金融機関が参加するシステムインフラができ上がってくる、運用される予定であるということでございます。こういったものも中小企業の、いわば手形金融的なものとして、信用保険、あるいは保証の対象にできないかということを検討していきたいということでございます。

雑駁な説明でございますけれども、以上でございます。

○松島委員長 ありがとうございます。

大変網羅的な問題について議論をしようということでございますが、早速、皆さんの御意見をちょうだいしたいと思います。御意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

未来会議をもとにこの議論がスタートしているわけですが、池内委員、井坂委員、この未来会議で各地にお出かけになって、実際、生の声を聞いていらっしゃると思いますので、もし、そこら辺から何かお感じになったようなこと等ありましたら、少し御紹介いただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○池内委員 では、御指名なので、私、池内から。本会議と、あと地方会議に何回か出ていきました。そのときに非常に思ったのは、発言を聞いていて、やる気のある中小企業の人と、そうでない人のアプローチとか熱意が違っているなというところがございます。本場に外に出ていこうとか、一生懸命やっている製造業の社長さん、女性の社長さんとか、そういう方は非常に熱心に、いろいろなことを考えていらっしゃる一方で、中小企業をかなり幅広にとってしまったために、例えば、地方の商店街の方々が出ていたときに、駅前に空いているところをどうしたらいいとか、そういうような話も含めて、いろいろな話が出てきてしまったなというのが正直なところではあります。その中で、うまく政策的に生かせるのではないのかなというのを中小企業庁としては非常によく拾い上げたなど、あれだけの意見の中、よくここまで取りまとめたなというのか正直なところでございます。

ただ、1点言わせていただければ、これは審議会の方でも申し上げたのですが、意見を聞くことが中心だったので、挙がっているものの中のフィージビリティがどれだけあるのかとか、あるいはそれがそもそも国の支援としてやるべきことなのか、自助努力の範囲ではないのか、そういったところの検証がないまま、いろいろなものが挙がってきているというのは、私は正直、思っているところでございます。財政上厳しい中で、あえ

て国のお金をかけてやっていこうということであるならば、やはり無駄遣いみたいな形にならないように、本来的にやるべきことをやって、必要のないところであれば、自助努力のところに関しては、やはりそれは自助努力なのですよという形の、メリハリのついたような政策をつくり上げていかないといけないのではないかなと私は感じているところでございます。

○松島委員長 ありがとうございます。大変大事な視点だったと思います。

井坂さん、よろしく願いいたします。

○井坂委員 井坂でございます。

未来会議には出席はしてなくて、今回初めてこういった形で入れさせていただいたのですが、私は、中小というよりも、小・零細企業をほとんど取引先にした中で、全国津々浦々ですと、その地域によって、非常に特性があったり、1つの業種に偏っているとか、いろいろあろうかと思うのですけれども、たまたま私どもは多種雑多な地域でありまして、ある意味、比較的恵まれている地域に存在していて、業種もばらばら、いっぱいあります。そういったものを総合的に勘案しまして、どうしても金融政策という観点からの話になってしまいますけれども、過去、バブル崩壊後から、リーマンショックに至るまでの間、いろいろな政策をしていただいてきて、それには特別融資があったり、円滑化法があったり、いろいろな形で進んできたのですけれども、結局、その部分がどれだけ中小企業の活力になっていったのかというところを考えると、ほとんどが支援というか、助けるというのですかね、そういった方にお金が行って、結局、過剰債務を生んで、現在ではどうにもならなくなってしまった企業が相当数増えてしまった。

そういうところに行くまでに、今、出口戦略をいろいろ議論しているところなのですが、抜本再生をするには民間も相当痛みを伴うようになりますし、経営改善の指導などを施している中で、行くところまで行ってしまうと、本当にもうどうにもならないケースがほとんどになっていってしまうのですね。ですから、どうにもならない、手をつけられなくなる前の段階でどういった支援ができるのかという観点がすごく必要なのではないかと、そういうふう感じているところです。

以上でございます。

○松島委員長 ありがとうございます。

では、順番でまいりましょうか。柿崎委員、よろしく願いいたします。

○柿崎委員 柿崎と申します。よろしく願いします。

法律的な視点から中小企業政策の見直しをする、そういう部会ですけれども、初めに申し上げておきますけれども、法律的には素人として、そういう観点からというよりは、現場で中小企業施策の実行に近いところを少しお手伝いをさせていただいている立場から、いろいろ発言をさせていただきたいと思います。

まずは感想めいたことになってしまうのですけれども、先ほどの御意見と非常に似ているのですけれども、非常にやる気があって、成長力のある小さな企業というのは各地にあ

るのだらうと思っています。そういった方々は、中小企業支援施策を待っているわけでは全くなくて、それ以上先に進んでいるわけです。現場に近いところで活動していて、ジレンマというか、悩みどころなのは、自らできる企業、あるいは能力のある企業に対する税金を使った支援が本当に必要なのかというべき論が必ず出てくる。社会にとっては非常に重要な対象であるにもかかわらず、自らできる者に対して、わざわざ税金を適用する必要があるのかという議論が1つと、あと、もう一つは、そういう企業を助けられる、あるいはサポートできる、そもそもの能力が中小企業支援業界、あえて業界というふうに言葉を使いますけれども、側にあるのかどうかというのが1つ。それ以上先に自ら進んでいっているということ、べき論と、本当にできるのかというふうな悩みが必ず現場で起きてくる。

そういったことを背景にして、この中小企業支援施策、99年に基本法の理念が変わったと言いながらも、私が拝見している限りでは、どうしても弱者救済的な方向に行きがちではなかったのかなというふうに思います。弱者を対象にしている限り、税金を使う、ある種の正当性みたいなものがあまり議論せずとも通ってしまうというふうな傾向がどうしてもあったのかと思います。その結果として、市場から撤退すべき企業が温存されているとおっしゃる方もいらっしゃるし、そういった状態を生み出しているというのは事実だろうと思います。ですので、一緒くたに中小企業とくくっても、さまざまな企業があるということで、施策の目的を明確化して、対象を明確化していくというふうな切り分けをもう少しした上で、政策、あるいは法律を議論する必要があるのかなということを感じております。

とりあえず以上です。

○松島委員長 ありがとうございます。

それでは、多田委員、よろしく願いいたします。

○多田委員 私も今回、資料を送信いただき拝見いたしまして、改正検討事項が非常に幅広であるという印象を受けました。その中でも特に中小企業支援法における「知識サポート・経営改革プラットフォーム」の位置づけについて、法律という形での支援になじむのかどうかということも含めて、どういう形でつくっていくのがいいのか。大きな枠組みを、行政として、あるいは国として作るまでにとどめて、そこから先は関係団体に任せるべきなのかどうか。特に私は弁護士なものですから、日弁連ですとか、単位会としての弁護士会がどのような形でこの知識サポートというところについて関与するべきなのか。既に団体があるのであれば、そこをうまく利用するという方法もあるでしょうし、全く別の団体をつくるということも考えられるのかもしれませんが。松島委員長からの御指摘もありました、非常にチャレンジングな内容になっているなという印象です。

それから、もう一点、下請法との絡みですが、これは従前から、もっと適用対象取引を広げるべきではないかという声もあるのですが、資料の中にも指摘されていますとおり、副作用、すなわち親事業者からすると、規制の幅が広がるということになるので、そうなのであれば、あえてそういった規制がかかる中小企業との取引よりも、そうでない企業

との取引を増やそうというような副作用が生じる危険性がありますので、ぜひ、そのところも含めて議論等深めていければと思っております。

○松島委員長 ありがとうございます。

それでは、中村委員、よろしく願いいたします。

○中村委員 私は、長年、中小企業専門の金融機関に勤めておりまして、対外的な中小企業関連の方々ともおつき合いがあるので、これから個人的な雑感を申し上げたいのですが、先ほど御説明をいただきました未来会議並びに部会の御議論の状況につきましては、大変簡潔、明瞭に、よく理解ができました。ありがとうございました。

私自身も未来会議のコアメンバーでしたので、総会における意見交換については承知をしておるのですが、もともと中小・零細企業については、人間の人生等、ライフステージに例えられることが多いのですが、創業、成長、成熟、そして衰退という4つの段階を考えた場合に、やはり注目されるのは創業のことであったり、あるいは衰退といいたいまいしょうか、業績が悪化したときの支援策をどうするかということに、これまでも着目をされてきたと思うのです。

考えてみますと、中小・零細企業というのは、何も成長一途の企業ばかりではなくて、地方においては生業として、まさに生活としてなりわいを持つという方々がたくさんいらして、この方々の維持というものが、実は喫緊の課題ではないかというふうにも、私自身は思っております。ただいまの御説明等では、あたかも印象的には成長支援というのが大きく取り上げられるような方向感を抱かせる部分もありましたが、多数を占めるのは生業的経営をやっている方であって、その姿勢というものもぜひ御理解いただければと思います。

その中で、生業的な経営をやっている方、今、成長を一途にやっている方は別にして、基本的には成長を含むような業態の方がいらっしゃいますが、基本はその維持、もしくは衰退の方向に行きかねないわけです。そうすると、まずは維持に関する支援、よしんば衰退というふうな場合ですと、企業の規模が小さくなればなるほど、柔軟性、機敏さを持っていますから、そういった点での再チャレンジ等々も可能である。あるいは清算も実は可能であろう。この清算というのは別に悪い意味ではないです。きちんと始末をつける。ちょっと話が長くなって申しわけないですが、関西の商道徳からすると、自分で始めたことを自分できっちりと終えることが始末であるそうです。そういう意味で、自らの業態の行く末をきちんと見極めて始末をつけるということもあってもよいわけでありまして、これは立派な商業道徳である。ですから、繰り返しますけれども、清算、再チャレンジ等々も含む生業的経営を担っている方の支援というのも十分注目をしていただければと思います。

以上です。

○松島委員長 ありがとうございます。

それぞれ、大変重要なポイントを御指摘いただいたと思います。私も一言だけ申し上げ

ますと、小さな企業国民会議というのでしょうか、小さな企業という概念を使ったところに今回の試みの1つのポイントがあるのではないかと思うのです。従来の中小企業政策体系というのは、中小企業、小規模企業という、いわば2つの類型を使って政策の体系をつくってきていると思うのですが、あえて言えば、その2つの概念で整理するのをもう一回根本から見直してみるということで、「中小企業」「小規模企業」という言葉を使わず、小さな企業というふうに言ったのだと思うのです。そういう意味では、小さな企業という切り口で議論したことを、従来から続いている中小企業政策体系の中でどういうふうに再整理するかというのが、この会議、ワーキンググループの重要な課題だと私は心得ています。

と申しますのは、例えば、多田委員から下請取引に関する御発言がございましたけれども、それも企業をどのような分け方で、親と取引先の下請という言葉で言われていた企業群と分けるのかということをもう一回見直すということにもつながると思います。

それから、中村委員が「生業的な中小企業」という言葉が使われましたけれども、それをどういうふうにこれから捉えて、政策体系の中で位置づけていくのかというのが、もう一つ大きな課題だと思います。

「生業維持」という言葉を中村委員はお使いになりましたけれども、そのままの形で維持できるわけではないということが御発言の中にもあったと思うのです。そういう企業がこれからどのような方向性を選択していくのか。選択していくときに、どういうサポートがあり得るのかということも大事なことだと思います。その選択の中の1つに、始末をつける。始末というのは、始めがあって末があるということですから、始めと末をどういうふうに考えるのかということも大変大事なことだと思います。そこら辺になると法律的な問題も絡んでくると思います。そういうさまざまな問題について、これから議論をしていくということになるかと思っています。

それから、池内委員が冒頭にお話しされましたけれども、私は全ての声をそのまま政策にできるというのはあり得ないと思うのです。その中で取り上げるべき声と、それぞれの自主努力で解決すべき問題というのを分けて議論する。これは柿崎委員の御発言の中にもあったと思います。そういう仕分けは当然した上で、取り上げるべき意見を中小企業政策に関する法律の体系の中できちんと位置づけ、拾い上げていくことが大事かなと思います。

中小企業に関する法律というのは、必ずしも権利を制限するという意味での法律ばかりではなくて、行政に対して、こういう方向で政策をやっていくべきだという方向を示すという法律、特に中小企業支援法などはそういう法律だと思いますが、いろいろなタイプの法律があります。そこら辺をきめ細かく我々も見ながら、これからの議論を進めてまいりたいと思います。それぞれ皆さん、御専門、あるいは御経験をお持ちであると思いますので、ぜひ、これからの議論の中で皆さんの御所見を出していただければと思います。

それでは、次のトピックに移りたいと思います。次に「中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけについて」ということで議論を進めてまいりたいと思います。事務

局より御説明をお願いいたします。

○蓮井企画課長 ありがとうございます。それでは、資料6、7、8に基づきまして、ポイントについて説明をさせていただきたいと思います。

「中小企業政策の変遷について」が資料6、資料7が「新旧中小企業基本法の比較」ということで、比較対照表で条文的なものを引用させていただいております。その後「中小・小規模企業を取り巻く経済環境の変化」ということで、先ほどの未来会議の取りまとめにもありますが、さらにそれを具体化したものというか、深掘ったものということで整理しているものでございます。

まず、資料6に沿って、中小企業政策の変遷、いわば歴史的なものでございますが、ちょっと振り返るということも含めて御説明したいと思います。この資料は、松島委員長の御指摘のもとに私どもがつくったものでございます。

まず、戦後の歴史的なところでございます。御承知のとおり、戦後、復員等によって非常に多くの方が戻って来られたということで、中小企業が非常に数多くできたという聞いております。だ一と中小企業ができたものですから、生産資材・資金・技術・経営管理のノウハウなどをあまり御存じないままに起業を始めたという方がたくさんおられたということもございまして、盲目的な投資や生産による過当競争、これはそういう引用があったのでございまして、さらには悪性のインフレ等があったというような困難に直面したということもございまして。一方、これは歴史の教科書でも有名な話でございまして、鉄鋼、電力などの重点分野に対する傾斜生産方式がとられたという中であって、織物など、中小企業が主な生産主体となるような産業に対して、生産資源が十分に配分されないということから、いわゆる「中小企業問題」がテーマとして大きく浮上したということもございまして。

一方、戦後間もなくでございまして、GHQによる占領統治がされた時期でございまして、ここで、財閥の解体、過度の経済力の集中の排除というテーマで政策が進められ、独占禁止法が1947年に制定された時分でございまして。それによって、戦前から行われてきた同業組合、いわゆる業界団体的に当該地域で同業組合をつくっているような中小商工業、これはもともと戦前から中小商工業という概念だったそうもございまして、こういったものの「組織化政策」、さらに、そういった組合を介した形での「金融政策」、中村委員が属しておられる商工組合中央金庫も戦前につくられた組織だと思っておりますが、こういった組合を介した「金融政策」を実施することが困難になっていったと聞いております。

こうした問題に対応するために、1948年に中小企業庁が設置をされたということもございまして。その際の政策の柱として、金融政策、組織化、診断指導が位置づけられたということもございまして、そのうち金融につきましては、すみません、これは信用金庫ではなく、中央金庫の間違いでございまして、商工組合中央金庫に加えまして、1949年に、これは庶民公庫ですかね、そういったところが改称されて国民金融公庫になり、さらに占領が終了された後の1953年には中小企業金融公庫の設立が行われたわけもございまして。さらに、

信用補完の制度としての信用保険法、さらに、信用保証協会法がそれぞれ制定をされたということでございます。それによって、各都道府県における信用保証協会ができるという体制がつけられたということが1点目でございます。

それから、第2に、組織化につきましては、4人以上の事業者が加入して共同事業を行うという組合法が制定されたわけございまして、さらに、GHQの占領政策、先ほどの独禁法の政策が終了した後に、団体法と言われている中小企業団体組織に関する法律が成立をしました。この中では独禁法の適用除外等も位置づけられたわけでございます。

さらに、これは従来なかった概念ですが、診断指導という概念が新しくできたということでございまして、その際に、中小企業庁の中に指導部、最初は局だったそうございしますが、そういったものができ、企業診断制度が創設され、さらに商工会法等の制定により、診断・指導体制が強化されたということでございます。

その後、めくっていただきまして、高度成長に入るわけでございますが、その中で、大企業と中小企業の発展速度に差が生じてきたということで、いわゆる格差の問題が顕在化したということでございます。さらに、1964年にIMF8条国への移行ですとか、OECD加盟といったことによって、貿易や資本の自由化を約束をするということで、その約束をどう履行するかという中で、国際競争への対応を図らなければいけない、その中で、大企業に比べて生産性が低い中小企業の生産性の向上を求められたというのが大きな生産課題になっていったわけでございます。

一方、中小企業は自動車産業などを中心に、大企業を頂点とする系列というのがこのころでき上がって、下請構造ができ上がっていったということです。

こうして顕在化した大企業と中小企業の二重構造の問題があり、そこに対応するために、1963年に中小企業基本法が制定をされ、そこで生産性・賃金・技術・資金調達面等の諸格差の是正と、中小企業の生産性、取引条件の向上を目指すということが政策目標として位置づけられたわけでございます。

その生産性の向上につきましては、同じ年に制定された中小企業近代化促進法によりまして、設備近代化・高度化を図ることが政策の軸になっていったわけでございます。

また、取引条件の向上につきましては、下請代金支払遅延等防止法、先ほども話がございましたが、これは1956年に、基本法よりも前に制定されているそうでございますが、それに加えて、1966年の官公需に関する法律、さらには、1970年に下請中小企業振興法ができて、下請企業への支援等が講じられることになったわけでございます。

なお、その際における、先ほども2つの概念とありましたが、小規模企業でございますが、先ほど中村委員からも御指摘ありましたが、生業的な実態だということでございまして、中小企業者に対する施策の前提としての経営の改善発達が必須の条件であるということから、小規模企業について、別途の定義、現行もこれは変わっておりませんが、製造業等20人、商業・サービス業は5人以下でございますが、こういった定義を設けるとともに、中小企業に対する施策が円滑に実施されるような小規模企業の経営の発達改善に努める。

それとともに「その従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことが期することができるよう」というような条文が規定されてございます。そういうことで、金融、税制その他の事項につき必要な考慮を払う旨を基本法において1章を設けて規定したわけでございます。

その後、安定成長期ということございまして、昭和48年に中小企業基本法の定義の部分が改正されております。高度成長に伴いまして、特に製造業の企業の資本装備率の向上などによって中小企業者の範囲を画する、当時は5,000万だったわけですが、資本金規模と従業員の規模の関係に変化が生じた。つまり、従業員に比べますと、資本金の額が大きくなったのではないかとございまして。また、商業においても、卸売と小売の業態面の相違、卸売の方がもっと大きいのではないかとございまして、そういったものを一括定義することに対する疑問が出てきたということ。

それを受けて基本法を改正しまして、製造業の資本金基準を5,000万から1億円に引き上げる。また、商業を卸売業と小売・サービス業として分けて定義をし、卸売の方をもうちょっと引き上げるという改正がされたわけでございます。なお、小規模企業者についての変更はございません。

一方、御承知のとおり、オイルショック以降、高度成長は終焉を迎えまして、高度成長の結果、成長したところと、小規模・零細企業といわれるところとの間の格差が認識をされ、それに対して、特に小規模企業の対応ということで、いわゆるマル経融資の創設、さらに、中小企業庁内に小規模企業部の設立ということで、小規模企業対策を重点強化するという対応がされたわけでございます。

また、それ以降の低成長ということで、その中で従来のお仕事だけでは難しいということで、事業転換を図るということのもとに事業転換対策の法律が制定され、改正されてきたという実態がございまして。

その後、バブルを迎えるということで、4枚目でございますけれども、バブルが終わり、バブル崩壊になった以降、開廃業率が逆転をするというような状況に至り、完全失業率も上昇したということで、非常に厳しい状況になります。その中で、特に、創業ですとか、新事業創出の促進が重要な政策課題として認識されるに至ったということでございまして。

そのため、1993年の新分野進出等円滑化法、1995年の中小企業創造活動促進法等の制定、さらに1998年には初めて創業支援を正面から位置づけたような新事業創出促進法が成立したわけでございます。

こうした流れを受けまして、1999年に中小企業基本法が抜本改正をされたということで、先ほどの1963年の旧基本法では、経済的社会的制約による不利の是正というのが明確に位置づけられたわけでございますが、中小企業の多様で活力ある成長発展ということで、政策思想が転換をされたということで、具体的な政策の基本方針として3点、「経営の革新及び創出の促進」「中小企業の経営基盤の強化」「経済的社会的環境の変化への適応の円滑化」というふうな再編されたわけでございます。

それに基づいて、以下に書いてありますように、経営の革新及び創業の促進については、2005年の中小企業新事業活動促進法と言われている法律で個別の取り組み、さらには異業種の連携なども含めて、創業や経営革新を総合的に実施する体制ができてきた。

経営基盤の強化につきましては、先ほどの中小企業の診断指導につきましては、国や都道府県が中小企業に対して上から指導を行うのではなくて、経営資源の確保を支援する中小企業支援法というふうに変った。さらには、ものづくり基盤技術の高度化を図るための法律によって技術開発の強化がされたということでございます。

さらに、経済的社会的環境の変化への適応の円滑化は、いわゆるセーフティーネットへの対応でございますが、そのための資金繰り対策としての安定化特別保証制度ですとか、緊急保証の制度が随時実施されてきたということでございます。

その中で、小規模企業につきましては、経済成長の結果、生活窮乏等への社会的側面からの施策の必要性はなくなったというふうに当時の逐条解説には書いてあるのでございますけれども、小規模企業と中小企業との経営資源の確保の容易さ等の格差は引き続き残ることから、小規模企業の特性を考慮して行うべきとの観点から、必要な考慮を払うというような配慮事項規定は引き続き残っているということでございます。

以上、雑駁でございますが、政策の変遷についてでございます。

そういったものをご覧いただけるように、資料7につきましては、新旧基本法の比較対照をしているわけでございます。こちらは説明は省略をさせていただきますけれども、目的・政策理念が1枚目にございまして、新旧の基本法を対照しております。定義につきましては、先ほども一部ございましたように、2枚目以降にございまして、3枚目には小規模企業の定義・配慮規定、その下に基本方針の対照をつけているわけでございます。

それ以降、各政策についての条文について、新をベースにしなが、それに対する旧の規定がどうなっているかについての対照をつけているわけでございます。特に創業ですとか経営革新については、旧基本法では対応する規定がないのかなというふうに整理しております。あと、産業集積の活性化等についても対応する規定は特段置かれていない。他方、最後のページでございますように、当時、輸出振興というのが大きなあれでございましたけれども、現状はむしろ、GATT、WTO体制の中で、輸出を振興するということについての位置づけは明らかに変化しているということで、対応する規定は見られなくなっているというふうに整理できるのかと思っております。

それでは、続きまして、資料8に基づきまして、簡単に、その後の中小・小規模企業を取り巻く経済環境の変化につきまして、未来会議の報告につけ加える感じで御説明したいと思います。

めくっていただきまして、先ほども話に出ておりますけれども、新興国との国際競争が一層激化している、グローバル化がさらに進んでいるということでございます。この資料をごらんいただきますと、2000年以降、中国・韓国・ASEANなど、国際競争が激化しているということですが、日本からアメリカに行く輸出の額が相対的に減っている中で、

中国からアメリカに行くものは非常に増えているというのは見てとれると思います。あるいはEUも同様でございます。

さらに、ここにごございますように、中間材と言われている部材等でございますが、これは日本も4倍ぐらいに増加しているわけでございますけれども、韓国や中国、ASEANもそれ以上にふえているということで、そういう意味でも、ものづくり等の地位からしても、日本は非常に厳しい状況に置かれているということでございます。

めくっていただきまして、これは最近、報道等もよく出ておりますけれども、国内産業と雇用に対する影響でございます。大企業は、左にごございますように、海外設備投資を軒並み増やしている。特に最近は、3つ目の波とも言われているようでございますが、海外設備投資の比率が国内と比べて半分近くに達するようになってきているということでございます。その中で、特に最近、家電とか、AV業界は非常に厳しい状況に置かれておまして、構造改革の事例が、パナソニック、ソニー、ルネサスなど、これは公表されているベースでございますけれども、こういったところが厳しい状況に置かれている。その中で、雇用なども、人員削減等も起きているということです。

他方、下にごございますように、海外進出ということで、自動車業界につきましても海外生産をふやす、国内は相対的に減らすというような状況になっているということでございます。

正直なところ、大企業の雇用が厳しい中におきまして、国内雇用における中小・小規模企業が重要ではないかということでございます。中小・小規模企業の重要性につきましましては、2002年以降の景気拡大の時期におきましては、左にありますように、大企業の利益率は総体的にかなり伸びた中でございますが、右にごございますように、それほど従業員数が伸びていないという中で、中小・小規模企業は、大企業ほどの利益の伸びではございませんけれども、2004～2006年にかけて従業員を増やしてきたという実態があるのではないかとということでございます。

めくっていただきまして、細かい分析になるのですが、ちょっとデータが古くなるのですけれども、深尾先生等の分析を引用させていただいてございます。2001～2006年にかけて、小さな企業や若い企業が我が国に雇用を創出してきたのではないかとということでございます。企業規模別の雇用につきましても、5人未満の非常に小さな企業が非常に雇用を増やしているというのが左側のグラフ。右側につきましましては、社齢でございますが、5年未満の会社というのは、ある意味、当たり前でありますけれども、若い企業の雇用の純増は非常に多くなっているということでございます。

次のページが、中小企業の中でも「小さな企業」の雇用でございます。これは両方に分かれておまして、小規模企業は非常に雇用を減らす面も大きい。そういう意味でリスクを抱えておるといふ反面、一番右にごございますように、そもそも従業員が少ないというのでもございますけれども、従業員の増加率が倍を超えるような企業も数多く存在しているということでございます。こういったところも着目し、中小・小規模企業の雇用面での存在

感が一層大きくなっているのではないかということでございます。

では、雇用等で存在を強める「小さな企業」にはどのような類型があるかということで、2点でございます。先ほども話がございましたが、成長を指向するような企業としての例をここに載せさせていただいております。グローバル市場も視野に、新しい産業の芽となるということで、今後、我が国経済の成長を牽引するような、その候補となるような会社でございまして、こういったところは、海外展開するに当たっての販路拡大ですとか、自社で研究開発するに当たって、リソースが十分でございませぬので、外部との連携等の課題があるのではないかということでございます。

他方、先ほどもお話ございましたが、地域で需要を創出していくような企業、地域の雇用や社会をしっかりと支えて津々浦々に活力と厚みをもたらすと、こういった類型も非常に重要ではないかということが、これは“ちいさな企業”未来会議でも指摘されたところでございます。

具体例として挙げておりますように、身の回りの家事、あるいは子育て等に貢献するような企業、あるいはスタンプ等の付加価値を高めるような商店街の取り組みといったものが重要であります。こういったところは、人材をどのように確保するか、特に女性の就労をどういうふうに進めていくのかということですので、取引先をどう開拓していくのか、その中で、先ほど申し上げましたが、個店の魅力をどのように向上させるのかということも問われているということでございます。

大きく分けて2つの類型等も踏まえた上で、これは前回の第1回の未来部会の資料を再度引用させていただいておりますけれども、こういった2つの方向性が1ポツに書いてございますので、こういった2つの方向性の小さな企業に対するどのような支援があるのかということでございます。その中でも中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化を検討・実施すべきではないのかということでございます。

中堅企業につきましても、これまでやってきたことをちゃんとアセスメントする必要があるというような指摘をいただいております。この中で中小企業施策の評価、あるいは小規模企業の位置づけですとか、今後、基本法へ仮に盛り込むとした場合の検討すべき内容は何なのかといったことも含めまして、御指摘をいただければと思います。よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○松島委員長 ありがとうございます。

大変網羅的なテーマについて議論をしていこうということだと思いますけれども、中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけについて、これから議論をしてまいりたいと思います。いかがでしょうか。御意見のある方から。

では、池内委員、よろしくお願いたします。

○池内委員 非常によく歴史がわかった部分があるのですが、一番大事なものは、現状がどういうところであるかと。国民会議のときも、マクロ的な話は全然していないわけ

です。なぜこうなっているとか、状況がどうなったかということがわかっていないのですけれども、そういうことなしに、現状面で海外、海外とかいう形になっているから、本来的にどういうふうに出ればいいのかということの落とし込みもできてこなくなっているのではないかと考えています。

今回も、2000年以降の中小企業を取り巻く発展の状況、なぜ中小企業はこんなになってしまったのかということの分析をもう少しやって、どこに問題があるのかということの落とし込むべきではないかと考えています。

私自身の経験からすると、一番大きいのは、やはり東と西の壁がなくなった。要するに、世界経済が東と西ではっきり分かれているときは、東の安い労働力は我々の経済圏外だったので問題がなかったわけです。それが、端的に言えば、ロシアは最初のころは失敗していますけれども、中国は鄧小平が成功させてしまったために、安い労働力が西側に流れ込んできた。これが一番大きな問題です。

国際化が起きたとき、何が起きたかという、東側が門戸を開いたのと同時に日本は景気が悪くなったということで、私は94年から中国に行つてずっと見ていますけれども、あのころは市場として考えていたのではなくて、国内ではコストが合わないということで、景気が悪くなったから、コストを下げろ、コストを下げろと言われてしまう、コストが合わないということで外に出て行かざるを得なかったという状況があったわけです。そういった中で、では中小企業はどうなったのかといたら、ある意味、取り残されているような形になっている。

今の段階では、新興国を市場として考えるわけです。安いところが、今度はちゃんとした完成品までつくる形になってしまった。メイド・イン・ジャパンの信頼性は要らなくなったという形になったところで、何が起きているかという、新しい製品というのは、日本でつくらなくても全然いいわけです。安くつくれるところという話になるわけなのです。そうすると、成長の原石というものを今やっていて、販路を拡大すると言っているのですけれども、ここで言っている販路が、発展途上国なのか、あるいは先進国であっても、このデータで出ているように、発展途上国の製品と競争するわけです。そうすると、今の状況で販路拡大しても、例えば、それを中国に持っていったら、まずまねされて、似たようなものをつくられて、そこで物ができてと。ベースを日本において販路拡大という形になっていくのであるならば、知的財産の保護はものすごく厳重にやっていかなければいけない。私は、何もなく海外進出、海外進出というのは、ノーガードで海外に出ていけと言っているのに近いことかなと思っています。一步間違えると、商品売ったがために、自分の商売がたきをつくったという形になりかねないわけなのです。

そういった、何が起きているかということ踏まえた上で落とし込むというのを、もうちょっと現状のことについてやっていただきたいなと思います。1つは、先ほど言いましたように西と東の問題。それから、もう一つ、中小企業に関して言うのであれば、やはり自由競争化ですね。新自由主義経済への移行、これはむしろ大きかったと思います。

私は流通業に関しては結構詳しいのです。ヤオハンの管財人をやって、ずっと見ていたものですから。大店法を変えてしまったがために、がらがらお店ができてくるわけですね。イオンの岡田名誉会長などははっきり、大黒柱に車輪をつけると。要するに、まちは変わっていくのだ、人はどんどん移動するのだ、流通はそれに合わせていかなければいけないのだ、そのためには大きな形でやっていって、それも簡単に潰せる。ダイエーみたいに店舗を持つのではなくて、借りる形で、いつでも撤退できる形で大きなお店を出してというようなことをやって、今、伸びているのです。

そうすると、中小企業、商店街は完全に取り残されていくわけです。一方で大店法が自由化された中で、どうやって中小企業を伸ばしていくのか。先ほど言ったように、生業的なものはもうことごとくだめになってしまうので、新自由主義に基づいた、ニッチ的などころを探していくみたいなことをやっていかなければいけない。いろいろなものに関して、現状がどうなっているという分析に基づいて、では何をすればいいかというところをもう少し落とし込んだ形でやっていけば、よりきめ細やかな政策が生まれてくるのではないかなと感じました。今の説明の中では、特に2000年以降の取り巻く環境について、それが正しいかどうかわかりませんが、もうちょっと分析的な提示をされた方がよろしいのではないかと感じました。

○松島委員長 ありがとうございます。

大変大事な指摘だと思います。過去の政策もそうなのですが、中小企業を取り巻く大きな経済環境の変化に対して、どういうふうにするかを定式化して、課題を抽象化して、政策の体系をつくるかというのが従来の政策立案の体系だったと思います。いわば分析に基づいた新しい政策体系を提示していくべきだという今の御指摘だと思いますが、そのとおりだと思います。中小企業庁には、毎年、中小企業白書という、その時代、時代の課題を体系的に捉えて分析している文書がございますので、そういったものを踏まえてまた、この会議でも御紹介いただくようにしたいと思います。

ほかにいかがでございますでしょうか。では、今度、中村さんの方からこういきましようか。

○中村委員 先ほど申し上げたことの繰り返しになるような形になりますが、ただいまの御説明を聞いておりました思ったことは、あくまでこのワーキンググループは小規模企業の位置づけを特に議論されるというふうに思っておりますので。

○松島委員長 そこは必ずしも小規模企業に限定しないでというところだと思うのですね。というのは、「小さな企業」という言葉自体が、あえて小規模企業というふうに言っていないところに私はポイントがあると思っております。従来の小規模企業も含めた中小企業全体が抱える問題をどういうふうに捉えるか。定義の問題も含めて考えるというのが、恐らくこのテーマではないかと思っております。小規模企業はもちろん大事なポイントだと思いますが、そこに限らずという視点でよろしいかと思っております。

○中村委員 わかりました。ワーキンググループの第2の論点としての「中小企業政策全

体における中小・小規模企業の位置づけ」というときの「中小・小規模」の定義づけというのは、あらかじめ何かあるのでしょうか。

○松島委員長 それは蓮井課長からお答えいただきましょう。

○蓮井企画課長 いわゆる中小企業基本法における定義の、先ほど言いました、小規模企業が製造業20人、商業・サービスが5人というところは1つ、念頭には置かれていると思いますけれども、別にそこに限ったわけではなくて、ただ、どちらかというところ、先ほども委員長おっしゃったように、小さな企業に焦点を当てる。というのは、従来、中小企業支援策と言いながら、やや規模の大きいところにより施策がいていたのではないかという観点も含めて議論をしているということでございますので、きちっと定義がされているわけではございませんが、どちらかというところ、小さなというか、より小規模的なところに重点を置いた形で議論をされているというふうに理解しています。

○中村委員 わかりました。これは質問だけで申しわけなかったのですが、それでは、どうしても法律用語と混同するので、小規模企業というよりは小さな企業ということでお話を申し上げます。

小さな企業というのは、従来の行政の支援の観点というのは、先ほどの御説明にもありましたとおり、経営の発達及び改善に関する支援が中心だったと思うのです。それは、その業態を維持、向上させるということが当然の前提にあったように思うのです。しかし、先ほども申し上げましたが、小さな企業ほど機動性なり、柔軟性があるということは、この報告書の中でも言われておりました。チャレンジをする場合、創業する場合も、四半期で赤が出てしまったら、これは無理だと思って、例えば、業種転換したり、清算して、また別の業態にチャレンジするということも可能。極端に言えばですよ。もちろん、それ以外のものもあるのですが、要するに、創業段階での小さな企業と、長年、家業等を継いできている小さな企業、その他等々ございます。

いずれにしても、転換はききやすいということであれば、もろもろ経済的な事情があることはよくわかりますので、生き延びる策として、例えば、先ほど申し上げたように、簡明に清算をして、しかし、再チャレンジができる環境。始末と言いましたけれども、単に清算して、債権者から逃げ回るのではなくて、そういう状況に追い込まれるのではなくて、ちゃんと再チャレンジができるのだという意識があれば、むしろ、余り儲からない企業とか、先行きがわからない業態については店を閉じる、工場を閉じるということが可能になってくる。その辺の方向性というものを指し示すという行政の施策が何かあってもいいのかなという気はしてなりません。それがまた、廃開業の問題がありましたが、廃業して開業するということはあるわけでしょうから、そうしたものにもつながっていくのではないかと。雑駁なことを言って大変恐縮ですが、そのように思いました。

○松島委員長 ありがとうございます。

今の御指摘の中に、小規模な企業といっても非常に多様であるというお話があったと思いますが、その多様性に着目した、それをちゃんと拾い上げられる政策の体系にこれから

していくことが必要ではないかと思えます。

多田委員、いかがでしょうか。

○多田委員 実は、昨日資料を送信していただいて、一番難しかったのは2番目の議題でして、「中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけ」という議題自体が、私は未来部会に出ていなかったせいもあるのかもしれませんが、意図するところがすぐに酌み取れなかったところがございます。

ただ、今、いろいろなお話を伺った中で思うところは、資料8の6ページにあります類型化というのが1つの肝になるのかなと思えます。私も企業と接していきまして、一口に中小・小規模企業といっても、これはさまざまな類型がございますし、規模が小さいからこそなのかもしれませんが、経営者の個性が非常に色濃く反映される。大企業の方がどうしても組織化される分、その点は薄まっていく部分があって、もちろん大企業といえども社長の交代によって大きく変わる部分はあるわけですが、中小企業の方がはるかに大きいということもあります。

ただ、類型化というものも、進めていけば進めていくほど、緻密にはなるかもしれませんが、何かまとめてみただけということからしなると、特に1番目の法制に結びつけてものを考えていった場合には、どこまでの類型化が必要なのかということと、あとは、最終的には、大きな器だけ、ある程度頭に入れておいて、個別の運用での対応ということになるのかもしれませんが、その辺のところがこの類型化との関係で、今後どこまで振り分けができていけるのかということを検討できればと思えます。

○松島委員長 ありがとうございます。

類型化の話というのは、最初に池内さんからお話しされた、中小企業をめぐる問題をどういうふうに分析して、その中から課題をどういうふうに析出するか。析出した課題に即して政策をつくるわけですが、その政策の類型と併せて、実は企業の類型化が考えられなくてはいけないわけですね。だから、ただフラットに類型化が、何も関係なくぽこんと出てくるわけではなくて、恐らく、いろいろな中小企業政策の類型に即した類型化が必要ではないか。特に中小企業の定義との関係で言いますと、それがすごく大事ななという気がいたします。

後ほどまた、どういう政策、どういう法律があるかということは蓮井さんから説明があるのかな、いずれどこかの時点で、こういうのが中小企業政策立法だということを見ていただきますと、その中にいろいろな類型が入っているのですね。その類型と中小企業の定義というのは、今の体系では必ずしも1対1対応ではないのですよ。特に小規模企業に即して言うと、小規模企業の持つ多様性と定義が必ずしもうまく切り分けられていないというのが問題点かもしれないです。そこら辺を中小企業政策立法をするときにどういうふうに捉えるかというのが、恐らくこのワーキンググループの1つの大きなテーマになっていくのではないかと思います。それは恐らく次回以降、こういう法律、あるいはこういう政策

について、どういうふうを考えるのでしょうかという問題提起が事務局からされると思うのですが、それに即して議論していけばいいかなと思います。きょうは、いろいろな類型があつて、その類型というのは、さっき池内さんがおっしゃられた問題の根源から、いろいろな課題を抱える企業群があるというふうに私は思うのですが、そういうものに対応する政策がごろごろとある。それを再整理をしてみると、我々の議論の方向性が出てくるのかなという気がいたします。

では、蓮井さん。

○蓮井企画課長 すみません、今の定義の話の関連で、ちゃんと御説明できなくて恐縮だったのですが、資料7の2ページ目のところは、基本法そのものの定義の移ろいを書いているのですけれども、例えば、新基本法の2条のところも「おおむね次の各号に」と書いてございます。このおおむねというのは実際にはどういうことかということ、全ての定義をここの法律で決めているわけではございませんで、先ほど松島委員長からお話がありましたように、例えば、金融関係の法律であれば、金融の関連で、こういった部分については、定義は、この基本法とはずれる場合もある。それぞれによって変えていまして、例えば、定義も基本的に法律で決めている部分と、一部政令に落として決めている部分等もございまして。そういった意味で、大枠を定めているのがこのおおむねの意味でございまして、例えば、下請の法律であれば、こういった対象が特にいるので、それに対しての中小企業の定義はこうと、おおむねを基本的に見ながらも、若干細かいところについては変更があるということで整理されているというふうに理解をしております。

それから、全体の法体系については、今日は資料が準備できていないので、宿題というか、それを含めて考えたいと思いますけれども、今回の未来会議との関係で、今、とりあえず私どもが検討事項とさせていただきたいと思っておりますのは、先ほど資料5にありました、ちょっと早口で説明して恐縮だったのですが、法改正検討事項の3ページ目以降、中小企業基本法そのものの中での小規模企業の位置づけの話が1つ。

それから、先ほど言いました中小企業支援法という法律が、(2)にございますように、中小企業に対する、いわゆる経営診断等、中小企業診断士を位置づけたり、それから、中小企業に対する都道府県、国、独立行政法人の基盤機構が行う中小企業に対する経営診断等の事業、こういったものの推進等を定めた法律、この中にどういうふうに位置づけるのかということ。

それから、先ほどもございましたが、下請の話につきましては、下請代金の規制ということで、親事業者との関係で委託をして製造しているような業種につきましての取引について、ルールを定めるような法律をどのように対象を広げるか、広げないか、広げたところの副作用も含めて御検討と先ほどありましたけれども、その話が1つ。

それから、下請企業自身がどういうふうに自立化等するのかを含めて、その経営資源をどのように強化するのかといったことを支援スキームとして検討できないかという、下請中小企業の振興法という法律が1つ。

それから、小規模企業の中でも、設備の資金の2分の1を貸し付けるスキームについて、実績等を踏まえてどういうふうに検討するのかというのが1つ。

最後は、中小企業信用保険という、民間の地銀等がお貸しになるときの信用補完をする法律の中での対象に電子記録債権という新しいものを加えるかどうか、こんな話でございますけれども、これ以外にも、先ほどのような中小企業支援のいろいろな法体系がございますので、こういったことも含めて、御理解に資するようにしたいと思っております。

以上でございます。

○松島委員長 では、加藤部長、お願いします。

○加藤事業環境部長 事務方が余り説明してもいけないのですが、この法制グループの数回にわたっての、各回で何を御議論いただくかというところが今、資料がないので、レゾリューションといいたまいますか、解析度の異なった御議論になってしまっているのだと思うのです。今回第1回目は、全体の流れをオーバービューした上で、特に中小企業基本法というものをどういうふうに捉えるのか。中小企業基本法の肝の部分というのは、まさに政策が対象としている中小企業の範囲をどういうふうに捉えていくのだろうかというところが非常に大きな位置づけになっております。

資料7で累次御説明しておりますけれども、この基本法の改正というのは、非常に大きな、マクロ的な状況変化の中で、中小企業政策の大きな流れ、方向性はどういうふうにあるべきなのかというところを実は位置づけてきております。

今、資料8にありますような大きな状況の変化がありますので、そういったものがこの基本法の体系の中にきっちり入っているのだろうか、どうだろうかというところが非常に大きなポイントになってくるのだろうと思います。

蓮井から若干説明ありましたが、例えば、国際化というような視点に関して言いますと、旧法の中では輸出の促進というのがありましたけれども、WTOの体制に入らる中で、実は、これを見ていただくと、新基本法の中に国際的なポジションが恐らく見えなくなってきたのだろうと思います。そうしたものが本当に今のこの時点での中小企業基本法にとっていいのかどうかというところは大きな論点の1つになるかも知れません。

それから、例えば、集積というものの捉え方。資料7の後ろから3枚目ですけれども、産業の集積ということで、地域の切り口から集積というのを考えております。それと商業の集積とあります。ところが、今の状況を見ますと、企業の方々が横連携をすることによって、ある種、集積の力というものをみずからの経営力に生かそうという動きがあると思うのですが、そういったものを政策的な大きな視点として基本法の中にしっかり盛り込むべきなのか、盛り込まなくていいのかといったような視点もあるような気がしております。

個々のさまざまな類型化も含めた事象に対して、どのような政策かというのは、個々の法律の中でしっかりとそのスコープの中に入るかどうかというところを見極めていく必要があるのだと思いますけれども、それは次回以降、じっくりやらせていただくということ

で、今回は、まずは中小企業政策をめぐる大きな流れと、それとの関係の中における基本法のあり方、なかんずく、その中における政策の対象となっている定義の捉え方、そういったところについて、少し御議論いただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○松島委員長 どうもありがとうございました。

では、蓮井課長から、次回以降、どんなふうに検討を進めるかについて、オーバービューをしていただいて、その上で議論を柿崎委員から始めたいと思います。

○蓮井企画課長 申しわけありません。次回以降の資料等がちゃんと添付されていなかったというのは私のミスでございます。

今後のスケジュールにつきましては、5回程度開催したいと思っております、第1回が本日で、まさに総論としての中小企業施策全体における中で、中小・小規模企業、先ほどお話がございました小さな企業をどういうふうに位置づけていくのか、あるいは、これまで言ってきた中でオーバービューをするというのが今回でございます。

その後、第2回は25日にお願ひしたいと思っておりますが、ここにおきましては、先ほどプラットフォームという話が出ておりましたが、中小・小規模企業、あるいは小さな企業に対するきめ細かい経営支援体制の構築、それをどのように法的に位置づけていくのかという話。それから、小規模企業者に対する設備導入の資金を2分の1リースするという制度があると先ほど申し上げましたが、その取り扱いについて、どういうふうに考えるのかという点。

第3回の法制的ワーキンググループにつきましては、創業や成長のための資金調達のあり方、それから、下請取引についての最適化、あるいは振興方策等について、先ほど、今後検討してお願ひしたいと思っておりますという法律も申し上げましたが、それについて各論的に、それぞれの観点での切り口で実態も含めて御説明をし、御議論させていただきたいと思っております。

4回目でもって方向性を御議論いただいた上で、5回目、11月半ばくらいかと思っておりますが、取りまとめていきたいというようなスケジュールで考えたいと思っております。

ペーパーがなくて申しわけありませんが、そのように進めたいと思うので、よろしくお願ひいたします。

○松島委員長 ありがとうございます。

個々の分野ごとにまた議論をしていきますが、基本法の位置づけについて、今、加藤部長からお話がありましたけれども、基本法というのは、実は、中小企業政策のスタンスを示す、大変シンボリックな意味を持つ法律です。その法律をどういうふうに変えるか、変えないかというのは、こういう政策をしていきますよという情報発信の上では大変重要な意味を持つ法律だと思っております。そういった基本法のあり方、条文について、こういうことを変えていくべきではないかという議論は、恐らく個々の政策を議論した上で、また、最後、取りまとめをするときに議論を整理することになると思っておりますが、今日は全体の状

況を踏まえて、大まかな方向性を議論するという一方で、また御意見を賜ってまいりたいと思います。

柿崎さん、いかがでしょうか。

○柿崎委員 せっかく御丁寧に御説明いただいたのに、また法律の素人の私が発言するのは非常に恐縮なのですが、先ほど来お話を伺っていて感じたことを申し上げたいと思います。

これまでの分析が大事だという文脈ですけれども、政策体系そのものの議論はもちろん必要だと思いますし、重要だと思いますけれども、それと同時に、政策のバリューチェーンといえますか、サプライチェーンといえますか、実行プロセス、政策自体も重要だけれども、それがどういうふうなプロセスで、どういうふうな主体が、どういうふうな役割を担って、それがどういうふうにつながって、最終的な成果を現場にもたらしているのかという観点から、これはもしかすると新法にかかわることなのかもしれませんけれども、そういう観点から見直すということは非常に重要だと思っています。特にこの中小企業関係の法律であれば、恐らくその観点はますます重要なのではないかと。御存じのとおり、企業経営の方でも、戦略と実行の分離ということに対する批判はずっとなされてきています。それと同じような観点で、政策の立案、内容等、実行プロセスを捉えるという観点が必要ではないかということが1つ。

あと、先ほどの小さな企業における2つの類型というのは、非常によく整理されているなと思いました。確かに成長指向型企業というのは増えてきていると思います。最近のベンチャーは最初から舞台は世界というふうな方々が非常に増えていますので、そういった方々に対するサポートはどうするかというのが今、大きな課題になっていると思います。

一方で、地域需要創出型企業ですか、これも非常に重要だとは思いますが。この観点でいくと、恐らくこういった取り組みというのは、地域のインバウンド、観光にもつながっていくような取り組みになると思いますので、そういった関係の政策、あるいは法律があるのかどうか分かりませんが、そことの関係、さらにはコミュニティ政策とも密接に関連してくると思います。そういったものとの関連づけということも検討する必要があるのかなと感じました。

なおかつ、地域需要創出型企業は成長指向型企業と対比されると、いかにも地域需要型企業というのは、地域内にとどまって、地域のことに詳しくいかにいうように捉えがちなのですが、必ずしもそうではないのだろう。地域の課題に密着し、それに対応する企業においても、情報としては世界の情報が必要だし、国内、ほかの地域の情報が必要だと、さまざまなアイデアが必要だと思っています。経営ノウハウが必要だという点では全く同じだと思っています。地域密着であれば経営ノウハウが低くていいということでは全くない。質が違うだけだと思っています。そういう観点からして、地域密着の方は特に、先ほどの政策のバリューチェーンとの絡みで言えば、地域に密着し、こういった数々の企業を、比較的小さな企業をサポートする体制がますます重要になる。そこを同時に見直すことで、こういっ

た企業をしっかりと支えていくというふうな形にしないと、かけ声倒れになる可能性があるのかなというふうに感じた次第です。

以上でございます。

○松島委員長 ありがとうございます。

今、柿崎さんのおっしゃられたことは、資料5の4ページの中小企業支援法における「地域サポート・経営改革プラットフォーム」の位置づけを検討というテーマがありますけれども、そこで詳しくやる必要があると思います。中小企業支援法というのは昭和38年にできていますけれども、もともとは中小企業指導法という法律で、指導法という法律は何を決めた法律かというところ、国と県との中小企業政策の分担関係を決めた法律だったのですね。これが支援法になったのはなぜかというところ、従来の国と県との関係、国が方向性を示して、県が実施するというところだったのを変えるという、小泉内閣時代のいわゆる三位一体改革があった。あれで従来の指導法の体系を考え直さなくてはいけないということで、支援法という法律になって、国と県と市町村の役割関係が必ずしも明確ではなくなっているのですね。そういうことをもう一回整理するべきかどうかを議論するというのが、この支援法についての検討になろうかと思っています。

井坂さん、何かございますでしょうか。

○井坂委員 私も、ここの位置づけというところについてちょっと誤解していた部分がありまして、今、議論を聞いていて、自分の考えていたことと全然違ってしまったなという部分があるのです。

2つの類型ということで2つに分けていますけれども、こういう分けは当然必要で、これに向けてやっていくことは本当に重要だと思います。いわゆる外向きというのですか、成長、外需型、当然こういった企業もありますし、これには、支援という部分では、専門性が相当高いものが含まれてくると思います。やはり民間だけではできない部分が相当あると思いますので、ここについて、いかに専門性を持った支援ができるのかというところが重要だと思います。

また、地域の需要創出型は、みんな疲弊していっている中で、これをどう成長させていくのかというのは本当に重要だと思います。ただし、これには当然、主体的な自主性というものがなければ始まらないわけで、そこら辺の評価をどうしていくのかというところが課題になるのだと思います。

それと、その地域にとどまらず、地域同士をつなげるというような施策も1つ、考慮すべきではないのかなというふうに今、感じております。

以上です。

○松島委員長 ありがとうございます。

池内さん、よろしくお願ひします。

○池内委員 先ほど言い忘れたのですけれども、国際化というのは非常に重要だと思っ
ていまして、これを見ていて、外に物を売るという形で捉えてしまうと、非常に偏頗な国際

化になってしまうかなと思っています。売るのであれば、やはり出なければいけない。現場に出ないで物を売るというのは、多分、あり得ないと私は思っていますので、海外に出る。

では、なぜみんな出ていくかという、端的に言えば、中国も含め、途上国が外資導入政策をやっているからなのですね。中国は最初は「引進來」入ってきてくださいという形でやっているから、日本企業はみんなばんばん出ていったわけです。今、何が起きているかという、その政策はある程度もう入れてきているのですけれども、「走出去」という形で、世界の外貨保有国であって、外貨管理があのまま維持されることなどはあり得ないはずなのです。

そうすると何が起きているかという、今、少しずつ緩和しているのですけれども、やがて、いつか、日本は56年でしたか、資本の自由化になる。原則制限から原則自由化になって、あの瞬間に日本の金がぱっとアメリカへ流れて、ロックフェラービルまで買ったと、あれと同じことが起きてくる。これは私は絶対起きてくると思っています。中国が人民元をアジアの国際通貨にすると言い出して、外貨政策を変えて、外貨の兌換を自由化した瞬間に、日本にわっと来ると思うのです。要するに、中小企業が中国人に買われてしまう。

今、一方的に日本から出ていくだけの経済の流れしか見えていないのですけれども、実は、双方向というか、むしろ入ってくる方が大きいという形になって、そういった経済の中で、中小企業はどうやって生き残るのかということも含めて、未来も踏まえた上での国際化ということを考えた方がいい。予防的な国際化ですけれども、そもそも外国人に雇われる中小企業でも、中小企業政策としていいのかという問題があります。実は、金融機関の方は皆さんそうなのですけれども、貸している貸主がいきなり外国人になるわけです。そうしたら、そのときに融資を引き上げるのかどうなのかという問題に直面するわけですし、今すぐ何をしろというわけではないのですけれども、そういったものも視野に入れることが必要かなと思っています。

それと、もう一つ言い忘れたのですけれども、中小企業基本法に基づいて議論しているから、どうしても落ちてしまうのですけれども、中小企業の多様化の中に組織の多様化があるのです。何を言っているかという、NPO法人が今、ものすごい勢いでできていて、あれがものすごい雇用をつくっているわけなのです。このNPO法人が中小企業基本法の定義の中で会社とされてしまっているから、入らなくなってしまうわけです。けれども、一方で、日本政府が今度、インフラをPFIでやる。インフラをPFIでやるのであれば、そこに申し込んでくるのは、多分、NPOが何か後ろにくっつけてくるのではないかと思うわけですし、日本の経済発展の中にNPOというのを、これだけつくってしまった以上は、無視できないはずなので、私はこの経緯がわからないので、何で会社と個人になっているかはわからないのですけれども、会社以外の形での実際の中小企業のファクターをどれだけ取り入れるのかということは、多様化も含めて、ぜひ検討していただきたいと思っています。

○松島委員長 ありがとうございます。

大変重要なポイントだと思うのですが、最後の点だけ申し上げますと、基本法ができた昭和38年から、改正が行われた平成11年のころには、まだNPOはなかったのですね。多少、それに類するものは、先駆的な形態はあったかもしれませんが、政策の体系には入ってこなかったのです。おっしゃるように、それが今、入ってきている。そういう活動が活発になってきていますから、それを政策体系の中でどう位置づけるかというのは非常に大きな法律問題だと思います。

では、中村委員、もう一回。

○中村委員 別に2巡目というつもりはないのですが、補足的に申し上げます。先ほど加藤部長から、海外展開と集積という御示唆をいただいたわけで、そのときにふと思ったことを若干羅列するだけなのですが、まず、海外ということに関しては、ただいま御案内いただいた資料7の新基本法の最後のページに輸出の振興というのがあって、旧基本法ではありながら、新基本法では抜かれたという経緯があるようです。次回で結構なのですけれども、これはなぜかということをお教えいただければと思うのです。海外展開というのは、今、大変重要なものだというふうに、まさに各地の中小企業は思っておりますので、この際、何らかの形で政策を展開されるための基本法には織り込んでいただきたいと思っております。

加えて、集積ということで、先ほど池内委員からNPOのことが御詳細ございましたが、従来の中小企業ですと、高度化といいまして、商店街であるとか、団地であるとか、そうしたことがイメージされる。これはこれで有用な役割を今でも果たしていると思っておりますが、女性や若手の方を含めて、会社をつくろうと行って、資本金がわずかな会社をつくる、これもありでしょうし、また、ちょっと発展しますと、倒産隔離ということも含めて、チャレンジしてみようというところはLLP等を使っていくということが出てくる。そして、本業にできるだけ累を及ぼさないような形での展開。それですと、LLPとSPC、特定目的会社等でやっていく。さらに言えば、合同会社とかが出てくるかもしれない。

加えて言うと、ただ単なるグループというのもあると思うのです。あるいは、先ほど生業と言いましたが、個人商店的色彩の強い人たちが集まって手がける。これもまた、実はすばらしい芽を持っている可能性もある。そうしたところも大きく言えば集積ですから、この集積に関する支援と、それから、組織化に関するお知恵を差し上げるといいたいかな。もちろん税制等もかかわってくるわけですが、そうしたことも大事なのだろうと思うとともに、東日本大震災における各地の被災事業者の御経験はどうなのだろうと思うわけです。

現在は仮設店舗で事業を展開されていらっしゃる方は多いわけですが、実は、集積ということも大きに、むしろ政策展開は中小企業庁の方で、集積の概念で拾えるようなことをやっていらっしゃる。これによって、まちがある程度復興して行って、あるいは生まれ変わって、すぐにまたもとに戻って雲散霧消ではなくて、復興した地域の中で、そのまま集積体として活動されることもあるでしょう。そうしたものの経験というのは、実は他の非被災地域でも応用できるものもあるのではないかと思います。個の集積が実は力強いも

のになっていったというのがあるとすれば、ぜひ御紹介をいただければと思いますし、また、こういう基本法の中にも、ある程度、そういった震災の経験則というものを踏まえるような記述ぶりがあってもいいのかなと思った次第です。

○松島委員長 ありがとうございます。

では、多田委員。

○多田委員 先ほどから話題になっています国際化の部分なのですが、この資料の中にも御指摘ありましたとおり、大企業がどんどん海外に行っている。海外で物を調達したり、労働力を調達した方が当然コストが安くなるので。自動車産業などは典型ですが、海外に工場をつくれれば、どうしても海外に連れていきたい、部品を扱っていらっしゃる下請業者がおられるということで、海外に行くということなので、今後の中小企業の生き残りの1つの道としては、当然、そういった形で海外へ行くということがあると思うのですが、私の根本的な疑問は、中小企業が海外へ出て行く、輸出ではなくて、現地法人をつかって、そこに行くということ自体も基本法は促進するような立場にあるのかどうかという点です。この点がよくわからないのです。

もちろん、海外子会社が潤えば、その配当が日本の親会社に入ってきますから、日本にいる親会社も潤う部分があります。それはそれでいいことですが、ただ、雇用といったことを考えた場合に、基本的にはローカルはローカルの人たちが中心になって動く。日本から派遣される社員もいるでしょうけれども、やがては現地の人を採用して行って、長い目で見た場合には、現地の人たちで大方が占められていくということになった場合に、中小企業が海外に行くことがどれだけ日本国内における需要を生み出すかというのはよくわからないところがあるといったときに、基本法はどこまでの海外への移転というものを促進する立場にあるのかということが1つあると思います。

それから、あともう一点は、もちろん、海外に行くばかりではなくて、そもそも海外に行けないタイプの産業も当然たくさんあるわけで、その場合には、輸出という形になるのかもしれないけれども、いかにブランドを高めるかが重要です。消費者に対して物を売っていくといったことを考えた場合には、やはり日本の製品というのは、安全性があるとかいうことで、海外からは非常に着目される。そういった場合に、よりそのところをうまくアピールしていくためには、ブランド化ということも必要でしょうし、ブランド化の一環の中で、いろいろな人たちと連携をして、その地域全体で、国産表示ということもありますけれども、地域表示というものもあるわけですから、地域自体が世界的に有名になるということも十分あり得ることなので、そこへ向けてのブランド化をどううまく組み立てていくのかということもあるのだろうと思います。

その上で、さらにそれが日本国内だけではなくて、海外にも有名な地域的な産業になっていったとなったときに、先ほど池内委員からも御指摘があった、今度は、海外から買収を仕掛けられるといったときに、それに対して、守りの姿勢のことまで何か考えておくのか、あるいはそういった方針を盛り込んでおくのか、それともそこはもう資本の話で、買

われたら買われたでございませぬということなのか、連携を組んだ段階でお互いに株なり何なりを持ち合っておくような形で、買収自体を防止するようなことまで、何か方針を決めておくのかというあたりのところが出てくるのかなと思います。グローバル化経済というものを見た場合に、外へ出ていくタイプと、日本に残って頑張るタイプのものの中で、どこまでのことを今回、基本法の中で盛り込むのかということが出てくるのかなと思います。

○松島委員長 大変大事な視点だと思います。若干私もコメントさせていただきますと、まず、日本を畳んで海外に出て行く方は、過去の例を見ていると、そう簡単にはうまくいっていないという気がします。ですから、これから海外に出るといのは、日本に1つの軸足を持ちながら、海外にももう一つ、ないしは複数の拠点を持つということ。そういう形でないと、日本の拠点も十全な活動はできないということではないかと思うのです。そういう意味では、単に海外に出て行くということが国内の雇用を少なくして、向こうに全部移してしまうということではないというふうに理解をした方が現状に近いのかなと思います。

もう一つは、国内の、つまり、海外に出ていかないタイプの中小企業のケース。実は、数的に言えば、これはすごく多いわけです。その中で大事なのは、日本企業全体が海外での活動の比率が高まって、例えば、投資の半分以上は海外という話もありましたけれども、そういったときに、従来どおりの事業内容で国内にとどまるということはなかなか難しいという企業もあると思うのです。そういう企業に対して、昔の言葉で言えば事業転換というのでしょうか、新しい道を模索する。それには、従来と違うことをやるわけですから、相当チャレンジをしていかなければいけない面が多い。それをどうサポートしていくかというのは、この中小企業政策の大きな課題だと思うのです。その中で、支援体制をどうするかということも1つ考えてもいいかなと思います。

それから、今の点との関連で、私は、中小企業の実態を見ていますと、1つの企業だけで成り立っているわけではなくて、地域の中の取引関係とか、経済実態との関係があって初めて成り立っている。そういう意味では、政策の対象として、地域という視点、あるいは先ほど加藤部長の言ったネットワークという視点をどういうふうに政策体系の中に位置づけるか、その視点が必要なのではないか。そのときに、さっき中村さんのおっしゃられた、普通、従来の政策体系ですと組合が出てくるのですけれども、組合以外の、NPOのネットワークであるとか、あるいはその他のLLPのネットワークであるとか、いろいろなタイプのネットワークができていますので、それにちゃんと目配りしているよというメッセージを出すような基本法の条文にしていくということも必要かもしれないという気がいたします。

ほかにいかがでしょうか。では、池内さん。

○池内委員 多田委員の最初の疑問なのですけれども、海外に出て行って、日本経済が空洞化していくのがいいのかという話は自分自身でも思ったのですけれども、中小企業庁もその前提に立っているし、国民会議もその前提だったのですけれども、海外に出て成功す

れば、国内の需要もふえるということが前提になっておりまして、実際に千葉で中小企業のセミナーをやったときに、本当にリールの、別に特許を持っているわけでも何でもない会社が海外に出て行って、ハイエンドのものは国内でつくって、ローエンドのものは中国でつくって、それが相乗効果を生んで、結局、国内での需要を増やしたというような事例を東大の先生がしゃべられているのですね。

ただ、ハイエンドなものを持って、ローエンドなものを出したという形で行っているから、そのシナジーができていますのですけれども、一方で、今、私がやっているMAの仕事なのですけれども、これは日本の電子機器のかなり基本的なところをやっているもので、家電メーカーが日本にいるときはそこに売り込んでいたので、むちゃくちゃもうかったのです。家電メーカーが外に出てしまった。結局、中国に出て行って、メインが中国に移ってしまったわけです。それが、ハイエンドなものになかったわけなので、中国が中心になってしまったのです。中国でやると、どうしても海外ではいろいろなトラブルが起きますので、うまくいかない。結局、メインが海外なので、海外がだめだから日本もだめだという形になって、本社が日本にある会社でありながら、中国企業に買われるという形になっているわけなのです。だから、外に出すときには、そういった指導もちゃんとやるべきだろう。単純に出た行ったら雇用がふえるというのではなくて、ハイエンドとローエンドがあって、そういったような形があって初めてシナジーが起きて、シナジーが起きないような形で、何でもかんでも外に出てしまったら、日本には何も残らないわけです。でも、実際にそういう形もあるわけです。日本の工場を全部閉めて外に出てしまったみたいなどころ。中小企業も外に出て行きましょうというときには、ちゃんと事例とかを挙げて、それはプラットフォームの問題だと思うのですけれども、指導しながら、間違いない方向で誘導してあげるべきではないかと思います。

○松島委員長 ありがとうございます。

まだまだ議論はいっぱいあると思いますが、今日は1回目でございますので、いわばウォーミングアップをしたということで、議論はこのぐらいにしておきたいと思うのですが、一言だけ申し上げますと、海外との関係で言えば、よくドーナツ型とピザパイ型という比喻で私は言うのです。ドーナツ型というのは、中を空洞にして外に出て行く。ピザパイ型というのは、真ん中もちゃんと残っている。縁の方が多少厚くなることはあるにせよ、真ん中のないピザパイはあり得ないですね。これは法律論ではないのですけれども、海外展開、国際化というのは、ピザパイ型しか、歴史的に成功した例はないのではないかと。日本以外も含めて、そう思っています。

今日の冒頭、池内さんから御発言ございましたけれども、実態の分析を踏まえた政策論をいかに的確に中小企業関連法制の中に落とし込んでいくかというのが、このチームの課題ではないかと思います。これから多少長丁場になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

加藤部長から御発言いただき、その後、蓮井課長に回したいと思います。

○加藤事業環境部長 大変熱心に御議論いただき、ありがとうございました。今日は、戦後からの政策の歴史をやや青くさい形で御提供申し上げましたけれども、変わるものと変わらないもの、ぶれるもの、ぶれないものとあるのではないかと思います。一貫して、中小企業政策を産業政策としてやってまいりました。すなわち、中小企業政策を打つことによって国富を増大させていくのだと、やはりこういう視点はすごく大事なのだろうと思います。若干社会政策的な配慮はあっていいのだろうと思いますけれども、中小企業政策は社会政策ではありませんので、したがって、しっかりと国富を増大させるために、どのような政策が必要なのかという視点で御議論いただければ大変ありがたいなと思っております。

それから、戦略は細部に宿るなどということがよく言われております。次回以降、個々の政策につきまして、その背景事由や成果等を含めまして御議論いただきまして、基本法につきましては、そういった議論を経て、もう一回総括する形で御議論いただいて、全体のラップアップにつなげていくことによりまして、先ほど委員長からもお話がありましたようなラインで、親委員会に対して、このワーキングからのインプットができるように、ぜひ進めていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○松島委員長 では、蓮井課長。

○蓮井企画課長 本日は本当に長時間にわたり、大変貴重な、しかも熱心な御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

先ほどもちょっと申し上げました事務的な御連絡でございますが、次回の第2回のワーキンググループは9月25日に開催をさせていただきます。テーマといたしましては、中小・小規模企業に対するきめ細かい経営支援対策、先ほども出ておりました、まさにプラットフォームの話が中心になると思っておりますが、そういったものをどう構築するのか、あるいは小規模企業者等設備導入資金助成法のあり方等について御議論いただければと思っておりますので、今日に続きまして、次回も活発な御議論を何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上をもちまして「第1回法制検討ワーキンググループ」を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。